

建設業部会 安全衛生教育の開催（ご案内）

2023年の法改正により、建設工事現場を含む「化学物質を製造または取り扱う全ての事業場」で「化学物質管理者」の選任が義務付けられました。

この選任義務は、建設業だけでなく、リスクアセスメント対象の化学物質を製造・使用・譲渡・提供するすべての現場が対象です。選任した管理者は、現場で化学物質のリスクを正しく見積もり、安全管理を強化する役割があります。

この法改正の背景には、より一層の労働安全衛生向上を目指す意図があり、今後は現場での管理体制や安全対策の見直し・強化が求められます

建設業部会では下記の日程で化学物質管理者講習会を開催します。

対象となる方は、この機会にご受講いただきますようご案内いたします。

1 日 程 令和7年 10月18日（土）午前9時より

※ 当日受講されます方は、午前8時50分までに商工会館にお集まりください。

2 場 所 尾張旭市商工会館 2階 講習会室

3 受講要件 満18歳以上の方

4 定 員 50名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)

5 受 講 料 会員事業所 11,000円 (非会員事業所 13,000円)

※受講料はテキスト代・昼食代が含まれています。

6 申込方法 別紙申込書にご記入のうえ受講料を添えてお申込下さい。

7 申込期限 10月 1日(水) (電話、FAXでの受付けは致しません。)

8 そ の 他

(1) 申込期限を過ぎてからのキャンセル（返金）は出来ません。

(2) やむをえない事情により、受講者を変更する場合は 10月6日(月)までに交代者の申込書を提出してください。

■ お申込み・お問合せ：

尾張旭市商工会 TEL: 0561-53-7111 担当：加藤
現場で管理業務にあたる方、この機会にぜひご参加ください！

■ 対象となる業種：

建築工事、内装仕上工事、解体工事、塗装工事、電気工事、設備工事、造園業など
(化学物質を取り扱うすべての建設業関連事業者)

【1. 建設業が取り扱う主な化学物質】

建設現場では、さまざまな化学薬品や材料が使われています。主な例は以下の通りです。

- ・ 塗料やシンナー（溶剤）
- ・ 防腐剤、防蟻剤
- ・ 接着剤、シーリング材
- ・ モルタルやコンクリート添加剤
- ・ ガラスウール断熱材の一部
- ・ 建材の接着・加工用に使う有機溶剤（トルエン、キシレンなど）

こういった化学物質は、健康障害や火災・爆発リスクがあるので、正しい選び方・使い方・管理が重要です。

【2. 化学物質管理者講習会の受講必要性】

2023年の法改正により、化学物質を扱う建設工事現場でも「化学物質管理者」の選任が義務付けられています。この管理者は、現場で使う有害な化学物質の把握、作業指示、保管管理、従業員教育などを担う役割です。

化学物質管理者になるためには、専門講習の受講が必須とされています。

【3. 化学物質管理者の主な役割と業務内容】

①化学物質のリスクアセスメント（危険性や健康への影響の評価）

作業現場で使用する全ての化学物質について、危険性や有害性を見積もり、リスクを評価します。

必要に応じてSDS（安全データシート）入手し、従業員へ内容を伝えることが求められます。

②化学物質の適正な保管・取扱いの管理

化学物質の貯蔵場所や保管方法を定め、適正な管理がなされているか定期的に確認・指導します。

③現場従業員への指導・教育の実施

使用方法や危険回避のための注意点、応急処置などを現場スタッフに定期的に教育します。

④保護具の着用指導と管理

有害な化学物質を扱う際のマスクや手袋など、必要な保護具の着用を徹底させます。

⑤緊急時の安全対応策の整備・周知

万が一の漏洩や事故時に備えた手順書の作成や、避難方法の徹底周知を行います。

⑥関連法令・規制の確認、現場の法令遵守状況の点検

労働安全衛生法など、最新の法令やルールを常に把握し、現場の管理体制を見直します。

【当日のカリキュラム 6時間講習】

講習時間	科目	
1時間30分	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	
2時間	化学物質の危険性又は有害性等の調査	
1時間30分	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	計6時間
30分	化学物質を原因とする災害発生時の対応	
30分	関係法令	